

5 愛知県災害対策本部運用訓練

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、災害対策基本法及び愛知県地域防災計画に基づき、県内市町村及び各防災関係機関の参加協力の下、下記のとおり、愛知県災害対策本部の運用訓練を実施することにより、防災体制の確立と防災意識の向上を図ります。

記

(1) 日 時

2024年9月2日（月）午前9時30分から午前11時50分まで

- ・ 災害情報センター運用訓練 午前9時30分から午前11時50分まで
- ・ 本部会議訓練 午前11時25分から午前11時50分まで

※上記訓練終了後に、災害情報センター室において、シェイクアウト訓練及び知事による「県民への呼び掛け」を行います。

(2) 場 所

愛知県自治センター6階 災害対策本部室及び災害情報センター室
(名古屋市中区三の丸二丁目3番2号)

(3) 主 催

愛知県

(4) 参加機関

愛知県（知事参加予定）、愛知県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部、中部地方整備局、日本赤十字社愛知県支部、名古屋地方気象台、名古屋高速道路公社、及び国立研究開発法人防災科学技術研究所、東海総合通信局、各通信事業者

(5) 訓練想定

南海トラフでの海溝型地震の発生を想定

県内震度：最大震度7

(6) 訓練内容

ア 災害情報センター運用訓練（9月1日（日）午前9時30分発災を想定）

地震発生から24時間後を想定し、災害情報センター要員によるロールプレイング方式の災害対策図上訓練、情報収集、対策立案に係る運用手順、応援要請、受援体制等の確認を行うほか、災害情報センター内に、救出救助などのプロジェクトチームを設置するとともに、防災関係機関から参集した連絡員と連携して、救出救助及び要救助者の医療機関への搬送に至る一連の訓練を実施します。

イ 本部会議訓練（9月1日（日）午前9時30分発災を想定）

地震発生から26時間後を想定し、各局等の執るべき応急対策措置に対する確認を行うとともに、防災関係機関と連携し、災害応急対策の実施に関する方針等を決定します。

(7) 訓練の中止

中止する場合の判断目安は次のとおりとする。

- ア 県内の一部又は全域に大雨、洪水、暴風、高潮における警報又は大雨、暴風、高潮、波浪における特別警報、「伊勢・三河湾」又は「愛知県外海」における特別警報（大津波警報）のいずれかが発表され、かつ、県内の一部又は全域に相当規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
- ウ 県内で震度5弱以上の地震が発生し、かつ、県内の一部又は全域に相当規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- エ 北朝鮮による弾道ミサイルとみられる飛翔体の発射情報がJアラートにより愛知県に伝達され、かつ、県内の一部又は全域に相当規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合

この他、気象状況等により、訓練の一部又は全部を変更又は中止することがある。

(参 考)

1 災害対策本部

災害対策基本法第23条の規定により、県の地域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害応急対策活動を強力に推進するため設置される特別の組織。

2 災害対策本部の組織とその所掌事務

災害対策本部に本部会議を置き、災害応急対策の基本事項について協議決定するほか、災害情報センターを置き、災害に関する情報の収集・伝達、各局等相互間の連絡・調整及び災害応急対策に関する基本事項等、災害対策本部の事務を実施。

3 本部会議の構成

本部会議は、知事を本部長、4副知事、防災安全局長を副本部長、教育長、警察本部長及び各局長等を本部員とする29名で構成。

4 災害情報センターの構成

災害情報センターは防災安全局長を統括指令長、防災部長及び防災安全局各課室長を副司令長とし、各局等の職員約100名で構成。